



柏崎市設備投資促進資金

小規模設備にも利用できるように、下限借入額は250万円以上です

設備投資で「稼ぐ力」をつける積極的な事業活動に 事業規模拡大・経営効率化・事業転換や新分野進出に向けた資金

(ただし土地取得資金は除く)

| | |
|----------|--|
| 対象者 | 市内に住所又は事業所を有し、6か月以上事業を営んでいる中小企業者(NPO法人を除く) |
| 資金用途 | 市内事業所で利用する事業拡大、経営効率化、事業転換又は新分野進出のための設備投資(ただし土地取得資金を除く) |
| 融資限度額 | 既存残高を含む5,000万円以下 (申込み1件ごとの下限借入額は250万円以上) |
| 融資利率(固定) | 信用保証付・・年利1.9%、その他・・年利2.4% |
| 融資期間 | 10年以内(据置期間6か月以内) |
| 担保及び保証人 | 取扱金融機関の定めによる |
| 信用保証 | 必要により新潟県信用保証協会の保証付きとする |
| 申込み先 | 取扱金融機関へ直接 |
| その他 | ○設備設置前(車両の場合は車両登録前、工事の場合は着工前)に市の認定が必要 ○乗用車・パソコン・エアコン・冷蔵庫などの汎用性が高い設備(例:簡単に設備が移動できる。個人用と事業用の区分が不明確である。など)は、対象にならない場合があります。事前相談をして下さい。 |

- ・上記は令和5(2023)年4月1日から令和6(2024)年3月31日までのお借入の方が対象です。
- ・市、金融機関、新潟県信用保証協会が個別に審査を行います。
- ・暴力団及び暴力団と密接な関係を有する方は、ご利用いただけません。

取扱金融機関

第四北越銀行・大光銀行・柏崎信用金庫・新潟県信用組合・新潟大栄信用組合
の市内営業店、商工中金長岡支店

資金申込時にご用意いただくもの

1. 柏崎市中小企業者向け制度融資に係る認定申請書(市役所商業観光課又は金融機関にあります)
2. 直近期末の決算書の写し(個人事業主の方等で、決算書がない場合は、税務申告書の写し)
3. 設備の見積書(購入先事業者の所在地が分かるもの)と、設備のカタログ、仕様書、設計図などの写し
4. 直近の市税完納証明書(市役所税務課で発行(有料)。証明書申請時に代表者印が必要です)
5. 柏崎市暴力団排除条例に基づく誓約書

信用保証料は100%市が補給します(申請不要)

信用保証料は市から直接信用保証協会へ支払います。補給額は借入れから1~2か月後に郵送でお知らせします。

お問い合わせは、商業観光課商業労政係へ ☎0257-21-2335